

# 秋田県優良建設産業表彰要綱の運用基準

(対象工事又は業務)

## 要綱第4条関係

- 1 共同企業体であつて、審査基準を満足しない構成員がいる場合は、代表者、その他の構成員にかかわらず、その企業体は対象としない。
- 2 要綱の別表第1に定める工事及び業務の審査基準の詳細は次のとおりとする。

審査基準	
(1)	<p>① 当該工事又は業務の評定点が85点以上であること。</p> <p>② 当該工事の工事成績評定点又は当該業務の委託業務成績評定点（以下「評定点」という。）が、別表1又は別表2に定める被表彰枠毎に評定件数の上位10%以内（同順位が複数あり、それを含めると10%を超える場合は、その順位までとする。）に入っていること。なお上位10%以内の件数が3件に満たない場合は上位3位以内に入っていること。</p>
(2)	<p>① 工事において、当該企業（下請企業を含まない）における前年度の評定点の平均点が、前年度の県全体の平均点、及び当該工事の等級格付と同じ等級格付における県全体の平均点以上であること。</p> <p>② 業務において、当該企業（下請企業を含まない）における前年度の評定点の平均点が、前年度の県全体の平均点以上であること。</p> <p>③ 当該企業（下請企業を含まない）において、前年度に60点未満の評定点が無いこと。</p>
(3)	<p>① 当該工事又は業務において、4日以上の上休事故がないこと。</p> <p>② 当該企業（下請企業を含まない）が、秋田県発注工事及び業務において、労働災害に係る文書指導（所轄労働基準監督署からの指導票、是正勧告書、使用停止命令書等）を、表彰年度の前年度から当該年度における選考委員会による被表彰者の決定日までの間に受けていないこと。</p>
(4)	<p>① 当該企業（下請企業を含まない）が、3か月以上の指名停止を、表彰年度の前々年度から当該年度における選考委員会による被表彰者の決定日までの間に受けていないこと。</p> <p>② 当該企業（下請企業を含まない）が、指名停止、指名差し控え、建設業法に基づく監督処分（一部廃業に伴う許可取消しを除く）を、表彰年度の前年度から当該年度における選考委員会による被表彰者の決定日までの間に受けていないこと。</p> <p>③ 表彰の趣旨に照らし、表彰することが適当であると認められること。</p>
(5)	<p>① 県が出資その他これに準じる財産を拠出している公益的法人、又は県が人的援助として職員を派遣している公益的法人でないこと。</p>
(6)	<p>① 主たる営業所が秋田県内であること（業務の土木設計部門を除く）。</p> <p>② 共同企業体の場合は、構成員全てが主たる営業所が秋田県内であること。</p>
(7)	<p>① 同一工種又は部門において、他の選考基準を満たす同一企業（共同企業体を除く）の工事又は業務が複数ある場合は、四捨五入前の評定点（以下「素点」という。）が最も高い工事又は業務であること。なお素点と同じ場合は、企業が選択した工事又は業務とする。</p> <p>② 複数年に渡り実施される継続工事における同一工種の受賞は、原則1回限りであること。ただし、被表彰者が異なる場合はこの限りでない。</p>
(8)	<p>① 河道掘削やオーバーレイ等の維持管理工事及び費用便益分析のみを実施した業務でないこと。</p>

(選考委員会)

要綱第5条関係

- 1 選考委員会は委員長が招集する。
- 2 選考委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 被表彰者数は、別表1又は別表2を標準とする。  
ただし、社会的影響が大きい災害復旧工事等の竣工等により、被表彰枠の新設又は表彰定員を追加する必要がある場合は、技術管理課において決定するものとする。

(審査幹事会)

要綱第6条関係

- 1 審査幹事会は幹事長が招集する。
- 2 審査幹事会は、幹事の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは幹事長の決するところによる。
- 3 事業所管課は、審査対象の工事又は業務の内容について説明するものとする。

(評価委員会)

要綱第7条関係

- 1 評価委員会は委員長が招集する。
- 2 評価は、当該工事又は当該業務の評定点に加算点を加えた合計点で行う。  
なお、合計点と同じ場合は、素点が高い方を評価が高いものとする。
- 3 加算点の評価は、評価委員会事務局（以下「事務局」という。）による予備選考及び審査基準の審査により抽出された工事又は業務について行う。
  - ア 加算点の評価内容は次のとおりとし、各評価委員が評価する。
    - ・自然や社会に対する対応  
加算点（最大1.5点）＝0.5点×優れていると認められる項目数（最大3項目）
    - ・品質向上や維持管理コスト低減に関する取組  
加算点（最大1.5点）＝0.5点×優れていると認められる項目数（最大3項目）
  - イ 加算点は、各評価委員の評価結果の平均点（小数点第2位を四捨五入）とする。
  - ウ 当該評定点が次点者より3点差以上高い場合や、次点者がいない場合は、当該候補者に係る加算点の評価を省略することができる。また、工事については現地調査及びヒアリングも不要とすることができるが、その場合は、監督実施部局が現地状況を確認するものとする。
  - エ 工事の評価にあたっては、現地調査やWebカメラ等により現在の出来形や品質、効果の発現状況等を確認するものとする。また、動画や写真等による書面開催をすることができる。
- 4 事務局は、次の手順により予備選考及び審査基準の審査を行う。
  - ア 要綱第4条関係2(1)の審査基準に適合する工事又は業務を抽出する。
  - イ 前号により抽出された中で、評定点が3点差以上低い理由により被表彰者数内に入らない工事又は業務は、予備選考により除外する。
  - ウ 前号により抽出された数が、被表彰者数の2倍を超える場合は、予備選考により素点の高い順に予定数の2倍まで抽出する。
  - エ 前号により抽出された工事又は業務について、要綱第4条関係1及び要綱第4条関係2(2)から(8)の審査基準に適合するか確認を行う。
  - オ 前号により抽出された工事又は業務を行った企業に対して、審査基準及び評価に関する資料の提出を依頼する。

- カ 指定の期日までに審査基準及び評価に関する資料の提出がない場合は、選考を辞退したものとみなす。なお、企業は自ら辞退届を提出することができる。
- キ 審査基準の不適合又は企業の辞退等により被表彰者数を下回った場合は、次点者を補充できる。
- 5 監督実施部局は、工事の場合は現地調査等の前、業務の場合は評価委員会開催前に審査基準及び評価に関する資料の内容の確認をするものとする。  
また、審査幹事会に報告する工事又は業務については、決定後速やかに評価に関する資料に意見を記載のうえ、事業所管課に提出するものとする。
- 6 事業所管課は、審査幹事会前に、監督実施部局が提出した評価に関する資料の内容を確認し、技術管理課に提出するものとする。
- 7 評価委員会開催後から審査幹事会開催前の間に、重大事故の発生や企業の辞退等により表彰定員を下回った場合は、次点者を補充できる。この場合、臨時の評価委員会を開催し、審査幹事会に報告するものとする。なお、工事においては現地調査等を不要とするが、監督実施部局が現地状況を確認するものとする。
- 8 地域振興局に所属する職員が監督した工事（一般土木、舗装に限る）は、優良工事表彰評価委員会（地域振興局）の所管とする。なお、港湾事務所、空港管理事務所は、各地域振興局に含むものとする。
- 9 前項以外の工事は、優良工事表彰評価委員会（本庁）の所管とする。

（被表彰者）

#### 要綱第8条関係

- 1 担当技術者等とは、工事の場合は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。また業務の場合は、管理技術者をいう。  
なお、複数配置している場合は、当該企業が選出した1名を表彰するものとする。
- 2 当該工事又は業務において、選考委員会による被表彰者の決定後、不相当と認められる行為等が判明した場合には、これを取り消すことができるものとする。なお、期間は選考委員会による被表彰者の決定の翌日から翌々年度の末日までとする。
- 3 審査幹事会による被表彰候補者の決定後の補充は行わないものとする。

#### 附 則

- 1 この運用基準は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別表 1

	工種	被表彰者枠 ※ 1	被表彰者数										
優良工事	一般土木工事 及び 舗装工事	本 庁	被表彰者数は、次のとおりとする。										
		鹿 角地域振興局農林部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被表彰者枠の 工事成績評定件数</th> <th>被表彰者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 4 件以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>7 5 件以上 1 2 4 件以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1 2 5 件以上 1 7 4 件以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>以降 5 0 件毎</td> <td>+ 1</td> </tr> </tbody> </table>	被表彰者枠の 工事成績評定件数	被表彰者数	7 4 件以下	1	7 5 件以上 1 2 4 件以下	2	1 2 5 件以上 1 7 4 件以下	3	以降 5 0 件毎	+ 1
		被表彰者枠の 工事成績評定件数		被表彰者数									
		7 4 件以下		1									
		7 5 件以上 1 2 4 件以下		2									
		1 2 5 件以上 1 7 4 件以下		3									
		以降 5 0 件毎		+ 1									
		鹿 角地域振興局建設部											
		北秋田地域振興局農林部											
		北秋田地域振興局建設部											
		大館能代空港管理事務所											
		山 本地域振興局農林部											
		山 本地域振興局建設部											
		能 代港湾事務所											
		秋 田地域振興局農林部											
		秋 田地域振興局建設部											
		秋 田港湾事務所											
		船 川港湾事務所											
		秋 田空港管理事務所											
		由 利地域振興局農林部											
由 利地域振興局建設部													
仙 北地域振興局農林部													
仙 北地域振興局建設部													
平 鹿地域振興局農林部													
平 鹿地域振興局建設部													
雄 勝地域振興局農林部													
雄 勝地域振興局建設部													
	法面工事 建築一式工事 電気工事 給排水暖冷房 衛生設備工事 鋼構造物工事 一般塗装工事 路面標示工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 水道施設工事 解体工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一工種の工事成績評定数が 2 5 件以上の場合は、当該工種の被表彰者枠を設置する。</li> <li>・ 同一工種の工事成績評定数が 2 4 件以下の場合は、工種をまとめて被表彰者枠を設置する。</li> </ul>											

※ 1 被表彰者枠に記載の機関名は、監督機関をいう。

別表 2

	部門 ※1	被表彰者枠	被表彰者数										
優良業務	測量業務	次の手順で被表彰枠を設置する。  ①単一部局（※2）で業務委託成績 評定数が50件以上ある場合は、 被表彰枠を設置する。 ②複数部局で業務委託成績評定数が 50件以上ある場合は、被表彰枠 を設置する。 ③上記以外の場合、①又は②の被表 彰枠に統合、又は被表彰者枠を部 門と同一にする。  ※被表彰枠を複数設置する場合は、 各枠の業務委託成績評定件数に著 しい乖離が生じないように、適切 に配分するものとする。	被表彰者数は、次のとおりとする。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>被表彰者枠の 業務委託成績評定 件数</th> <th>被表彰者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>149件以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>150件以上 249件以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>250件以上 349件以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>以降100件毎</td> <td>+1</td> </tr> </tbody> </table>	被表彰者枠の 業務委託成績評定 件数	被表彰者数	149件以下	1	150件以上 249件以下	2	250件以上 349件以下	3	以降100件毎	+1
	被表彰者枠の 業務委託成績評定 件数	被表彰者数											
	149件以下	1											
	150件以上 249件以下	2											
	250件以上 349件以下	3											
	以降100件毎	+1											
地質調査業務	・測量業務の被表彰枠と同様とする。												
土木設計業務 (県内企業)	・測量業務の被表彰枠と同様とする。												
土木設計業務 (県外企業)	・測量業務の被表彰枠と同様とする。												
調査点検等業務	・測量業務の被表彰枠と同様とする。												
用地調査等業務	・測量業務の被表彰枠と同様とする。												

※2 部局とは、農林水産部、建設部、出納局、教育庁等をいう。

※1 各部門における業務委託成績評定の種別及び営業所の所在地は以下のとおりとする。

部門	業務委託成績評定の種別	営業所の所在地
測量業務	測量業務	主たる営業所が秋田県内 ※3
地質調査業務	地質・土質調査業務	主たる営業所が秋田県内 ※3
土木設計業務（県内企業）	概略設計、予備設計、詳細設計、 調査・計画業務	主たる営業所が秋田県内 ※3
土木設計業務（県外企業）	概略設計、予備設計、詳細設計、 調査・計画業務	主たる営業所が秋田県外
調査点検等業務	単純調査業務	主たる営業所が秋田県内 ※3
用地調査等業務	用地調査業務及び算定業務 用地補償総合技術業務	主たる営業所が秋田県内 ※3

※3 共同企業体の場合、構成員全てについて主たる営業所が秋田県内であること。